

三原市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱

平成 2 3 年 9 月 3 0 日

要綱第 8 3 号

改正 令和元年 8 月 5 日要綱第 2 1 号

令和 5 年 9 月 1 日要綱第 1 0 9 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、三原市男女共同参画推進条例（平成 2 3 年三原市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 1 5 条並びに三原市男女共同参画推進条例施行規則（平成 2 3 年三原市規則第 4 7 号。以下「規則」という。）第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等の表彰及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第 2 条 表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民
- (2) 市民団体
- (3) 事業者
- (4) 教育に携わる者

（被表彰者）

第 3 条 年度毎の被表彰者等の総数は、5 件以内とする。

（選考方法）

第 4 条 選考は、応募の際に提出された「三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙」及びその他の提出資料等による書類選考を原則とし、必要に応じて、聞き取り等の調査を行う。

（市民、市民団体及び教育に携わる者の選考基準及び評価方法）

第 5 条 市民、市民団体及び教育に携わる者の選考は、次に掲げる選考基準により評価するものとする。

- (1) 人権が尊重される男女共同参画社会づくりに関し、取組みを進めていること。

- (2) 女性の能力発揮により、その社会参加が促進されることに関し、取組みを進めていること。
- (3) 男女が対等な構成員として参画し共に責任を担うことに関し、取組みを進めていること。
- (4) 男女共同参画社会づくりの功績をあげていること。
- (5) 複数年にわたる活動実績があること。
- (6) 地域への貢献となっていること。
- (7) 継続して活動していること。
- (8) その他、男女共同参画の推進に関し、積極的な取組みを進めていること。

2 同一の功績について、本表彰制度により過去に表彰を受けた者については対象としない。

(事業者の選考基準及び評価方法)

第6条 事業者の選考は、次に掲げる選考基準により評価するものとする。

- (1) 男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい、又は活動しやすい環境づくりに務めていること。
- (2) 女性の能力活用や活動領域拡大を図っていること。
- (3) 仕事やその他の活動と家庭生活との両立支援を図っていること。
- (4) その他男女が共同して参画する社会づくりに積極的に取り組んでいること。

2 評価は、前項に掲げる選考基準について、規則第6条第1項第3号に定める応募用紙におけるチェック項目を参考に、事業者表彰審査表（別記様式）により次の4段階で評価するものとする。

評価	特に優れている	優れている	普通	取組なし又は 現在取り組む 事例がない
得点	3又は6	2又は4	1又は2	0

3 前項の規定により、三原市男女共同参画審議会の委員が評価した評点を集計し、平均点数が29点以上の事業者を被表彰者とする。

(結果通知)

第7条 市長は、選考結果を、応募者全員に通知する。

(公表)

第8条 市長は、被表彰者名を、次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) ホームページへの掲載

(2) 広報誌への掲載

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令和元年8月5日要綱第21号）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和5年9月1日要綱第109号）

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

事業者表彰審査表

審議会委員氏名

事業者名				
項目				
1 働きやすい環境づくり	①ハラスメント（セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど）の防止対策の実施	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	②従業員のための相談体制の整備	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	③業務改善提案制度の導入	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	④従業員の健康管理	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	⑤施設や設備の整備	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	⑥パートから正職員への転換制度の導入	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
2 能力活用・領域拡大	①採用枠や職域の拡大	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	②企画立案への参画	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	③管理職への登用	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	④能力や適性に応じた評価及び配置	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	⑤資格取得の支援及び受験の奨励	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	⑥教育訓練・研修等の実施	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
3 仕事と家庭の両立支援	①妊産婦のための休暇制度の活用	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	②育児、介護休暇制度の活用	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	③育児、介護休暇中及び休暇後の復職時の配慮	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	④再就職・再雇用制度の導入	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	⑤ボランティア休暇等の制度化及び活用	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	⑥時間外勤務の縮減や年次休暇の積極的取得の促進	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	⑦柔軟な勤務制度（育児・介護中の職員に対する在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務など）の導入	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
4 その他	①男女の固定的な役割分担意識解消のための意識啓発や慣行の見直し	3 2 1 0	3 2 1 0	3 2 1 0
	②独自又は特色ある取組	6 4 2 0	6 4 2 0	6 4 2 0
合計得点				

※評点について

評 価	特に優れている	優れている	普通	取組なし又は現在取り組む事例がない
得 点	3又は6	2又は4	1又は2	0

ただし、項目4その他の②独自又は特色ある取組については、特に優れているを6、優れているを4、普通を2、取組なし又は現在取り組む事例がないを0とする。